

宮城県美術館 リニューアル 基本方針 （最終案）

平成30年2月
宮城県教育委員会



はじめに p.1

第1章 リニューアルの背景 p.2

- 1 宮城県美術館の特色
 - (1) 沿革
 - (2) 立地環境
 - (3) コレクション
 - (4) 展示事業
 - (5) 教育普及事業
 - (6) 県民ギャラリー
- 2 宮城県美術館の現状と課題
 - (1) 老朽化の状況
 - (2) 今日的課題

第2章 リニューアルの目的と方向性 p.11

- 1 宮城県美術館の目指す姿
 - (1) 美術館の基本的なあり方
 - (2) 新しい時代の「開かれた美術館」
 - (3) 運営の基本方針
 - (4) 新しい美術館の目指す姿
- 2 施設改修の基本方針

第3章 リニューアルの具体的内容 p.16

- 1 機能と改修内容
 - (1) 子どもたちの豊かな体験を創出する美術館
 - (2) 人々が憩い、くつろぎ、集い、つながる美術館
 - (3) 国内外の人々が魅了される美術館
 - (4) とともに築きあう美術館
- 2 老朽化・旧態化箇所の更新
 - (1) 建物
 - (2) 設備
 - (3) 外構
- 3 諸室の構成と規模
 - (1) 諸室の規模
 - (2) 増築可能範囲
 - (3) 諸室の構成イメージ

第4章 事業の実現に向けて p.34

- 1 概算事業費
- 2 事業スケジュール

参考資料 p.36

はじめに

昭和 56 年に開館した宮城県美術館は、開館から 36 年を超え、各施設及び設備の老朽化が著しく進行しています。美術品を収集保存し広く公開することが、美術館の最大の使命です。県民の財産である文化財としての価値をもつ美術品を守り、未来に伝えるためには、その要となる展示・収蔵施設の全面的更新が不可欠になっています。

同時に、開館時と比べ、美術館に求められる役割は大きく変化しています。単に美術品を鑑賞する場に留まらず、訪れる人が自由に学び、楽しむことができる場、あるいはゆったりとくつろぐことのできる場としての機能がこれまで以上に求められています。また、公共施設として、多様な背景をもつ来館者を迎え入れるためには、ハード・ソフトの両面で必要な整備を行い、どんな人でも快適に過ごすことのできる美術館を目指す必要があります。さらに、東日本大震災以降は、人々の「心の復興」の拠り所であるという役割も期待されています。

それらを実現するには、財政面等の事情により全面建替が困難な現状ではありますが、老朽化した部位の改修・更新に留まらない、施設全体の大幅なリニューアルが必要です。そのため宮城県では、有識者による懇話会や、アンケート、関係者からのヒアリング、パブリックコメント等によって各方面から意見を得た上で、平成 29 年 3 月に「宮城県美術館リニューアル基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定しました。本「宮城県美術館リニューアル基本方針」（以下「基本方針」という。）は、「基本構想」の実現に向けて、リニューアルの具体的内容を示すものです。

第1章 リニューアルの背景

1 宮城県美術館の特色

(1) 沿革

- 昭和 53 年 11 月 美術館建設準備室の設置
- 昭和 56 年 11 月 3 日 宮城県美術館開館
- 平成 2 年 6 月 1 日 佐藤忠良記念館を増築開館
- 平成 23 年 3 月 11 日 東日本大震災、翌日より臨時休館
(佐藤忠良記念館は 5 月 1 日、本館は 7 月 5 日に再開)
- 平成 28 年 11 月 3 日 開館 35 周年

(2) 立地環境

- ・宮城県美術館は、仙台市都心部の西、仙台の礎となった旧仙台城付近の川内地区に位置しています。近隣には、仙台市博物館や仙台国際センター、東北大学川内キャンパスなどがあり、教育学術、文化・交流機関が集積する本県有数の文教地区に立地しています。
- ・本地区は広瀬川や青葉山など、美しく豊かな自然に囲まれた、まさに「杜の都仙台」を象徴するような素晴らしい環境に包まれています。特に青葉山のふもとを流れる広瀬川河畔にある美術館では、清流のせせらぎと河岸の緑が織りなす自然の調和を五感で感じることができます。
- ・仙台市地下鉄東西線が平成 27 年 12 月に開業し、仙台市都心部からのアクセスが至便となりました。最寄り駅は「国際センター」と「川内」であり、「国際センター」駅は南に 400m、「川内」駅は南西に 600m の距離にあり、いずれも徒歩で 7 分程度です。
- ・バス交通の場合、仙台駅西口より市営バス「川内営業所前行」または「(広瀬通経由)交通公園循環」行きを利用します。最寄りの「二高・宮城県美術館前」停留所(仙台駅より 15 分程度)からは徒歩約 3 分です。
総合的な交通利便性は高いと言えます。
- ・また、市内循環観光バス「るーぷる仙台」が停車するメイン観光コースにも含まれています。

図1. 宮城県美術館の位置



(3) コレクション

宮城県美術館では、「本県及び東北地方にゆかりのある作家の優れた美術作品、国内外の優れた美術作品」を収集するという方針に沿いながら、収集活動を行ってきました。その年代は19世紀末から現在までに及び、ジャンルは油彩画、日本画、版画、水彩・素描、彫刻、写真等多岐に渡るもので、総計約6,800点（平成28年度末現在）を数えます。こうして形成された宮城県美術館のコレクションには、以下のようないくつかの特色があります。

・宮城県及び東北地方にゆかりのある美術

東北地方でも数少ない県立美術館として開館した当館は、宮城県内にとどまることなく東北全域を視野に入れた美術品の収集を行いました。本県にゆかりのある美術としては、彫刻家の佐藤忠良や日本画家の太田聴雨や荘司福、洋画家の宮城輝夫や杉村惇らの作品を収集し、東北地方にゆかりのある美術としては、萬鉄五郎、松本竣介の洋画や平福百穂などの日本画を収集してきました。また、本県出身の大沼かねよや菅野聖子は、当館の地道な調査・研究活動によって再評価された画家たちで、本県のみにとどまることなく高い評価を受けています。



大沼 かねよ 《休み》

・日本の近・現代美術

近・現代美術では、日本の近代洋画の先駆者であり、本県にもゆかりのある高橋由一を出発点として、岸田劉生、安井曾太郎らの油彩画や小林古径、安田靉彦、速水御舟らの日本画など、日本の近代美術史に基準となるような作品を収集しています。あわせて、前述の萬鉄五郎、松本竣介、平福百穂らの作品は、東北にゆかりがあるばかりではなく、日本の近代美術にとっても重要な作家です。

また、戦後から現代にいたる美術に関しても、それぞれの時代の美術動向を代表する作品を収集し、コレクション展示の中で日本の近・現代美術の流れを追うことができますようにしています。



上段：高橋 由一《宮城県庁門前図》

下段左：平福百穂《獵》

下段右：松本 竣介《画家の像》

・海外の美術（クレー、カンディンスキーを中心とするドイツ近代美術に関する美術）

20世紀初頭にドイツを中心に展開した表現主義は、西洋美術史において20世紀の古典ともいえるべき役割を担った運動であり、日本の美術にも大きな影響を及ぼしました。

宮城県美術館は、海外の美術作品として、主にドイツ周辺の近代美術の作品を収集しました。特に中心人物であるヴァシリー・カンディンスキー（1866-1944）とパウル・クレー（1879-1940）に関しては、国内では最大規模、世界的に見ても重要な作品を含むコレクションを形成しています。



左：ヴァシリー・カンディンスキー
《「E.R. キャンベルのための壁画
No.4」の習作》 | 右：パウル・クレー
《パレシオ・ヌア》

・佐藤忠良の彫刻

宮城県大和町出身の佐藤忠良（1912-2011）は、日本を代表する彫刻家のひとりです。宮城県美術館は開館当初からその作品を収集し、開館 10 年目に佐藤忠良記念館を開館して以降は代表作の多くを常設展示しています。所蔵品にはブロンズ彫刻、素描や版画、絵本原画のほか、彫刻の原型や作家自身の収集した美術品コレクションなども含まれ、一人の彫刻家に関するコレクションと展示施設としては国内有数のものとなっています。



左：佐藤 忠良《群馬の人》
右：佐藤 忠良《帽子・夏》

・洲之内コレクション

洲之内徹（1913-1987）は、画商として銀座で「現代画廊」を営する傍ら、小説家・随筆家としても活躍した人物です。『芸術新潮』誌に掲載した美術エッセイ「気まぐれ美術館」が人気を博し、その執筆活動と展覧会企画によって多くの画家に光を当てました。

宮城県美術館は、彼が収集して最後まで手元に置いていた「洲之内コレクション」全 146 点を所蔵しています。日本を代表する画家から、洲之内が発掘した画家の作品まで、1 枚 1 枚に印象深いエピソードを秘めた絵が含まれており、コレクション展示の中でコーナーを設けて展示しています。



左：巖光《鳥》
右：海老原 喜之助《ポアソニエール》

・絵本原画コレクション

絵本の原画は、宮城県美術館が全国に先駆けて収集を開始した分野であり、初期の『こどものとも』の原画を中心に現在 500 タイトルを超えています。その中には、山脇百合子や山本忠敬といった専門の絵本作家の他に、洋画家や日本画家、彫刻家が作画を担当したものもあります。物語の世界を踏まえながら、各作家の独自の技法で制作される絵本原画は、作家の手から紡ぎ出された美術品として評価することができます。



山脇 百合子《ぐりとぐら》原画

(4) 展示事業

常設展示は、年4回の展示替を行いながら、美術館のコレクションを紹介しています。日本の近・現代美術を通史的に示す展示を核としながら、随時特定の作家やテーマに注目した特集展示を行い、作家や作品についての詳しい解説や、作品鑑賞のための新しい切り口などを紹介することによって、所蔵作品を多面的に活用しています。また、「クレーとカンディンスキー」「洲之内コレクション」「絵本原画」といった宮城県美術館を特色づける作品群については、いつでも鑑賞できるようにコーナーを設けて展示替えを行っています。

国内外の美術館や個人から名品を借用して開催する特別展示は、年4～5回程度開催しています。国内外の著名な美術家や特色ある美術館の所蔵する作品から構成される大規模な巡回展や当館の所蔵作品の価値を多角的に検証することを踏まえた展覧会、また宮城にゆかりのある現代作家の個展やグループ展など、多様なジャンルを紹介することを心がけ幅広い展覧会を行っています。



「フェルメールからのラブレター展」(2011年)

（５）教育普及事業

宮城県美術館では、開館以来、教育普及事業を展示事業と並ぶものとして位置づけ、力を入れてきました。県内最初の公立美術館として、展示解説やワークショップ、講演会などのプログラムを実施し、美術や美術館に対する県民の理解と関心の裾野を広げる機会を大切にしてきました。さらに、当館の教育普及活動の最大の特徴は、プログラム化された特別な活動以上に、県民に寄り添った毎日の創作活動を重視していることです。

そのひとつとして、県民の自由な創作の場である「創作室」を設けています。県民がいつでも作品制作に取り組める環境が保たれ、創作に関する相談や、美術に関する質問に対応する専門職員も常駐しています。こうした体制は全国的にも類例がありません。

また、小さな子どもとその保護者のための場所として、造形遊戯室を設けていることも当館の特色です。創作室同様いつでも利用できます。木のおもちゃで遊んだり絵本を読み聞かせるなど、多くの親子連れに親しまれています。

加えて、展示や作品の観覧に関しては、画一的な対応ではなく、できる限り参加する人のニーズに即した体験となるよう事前に利用者からの相談に応じ、適切な活動内容を提案しています。開館以来続けてきたこの「何でも相談」とそれに基づく美術館での学びの体験は、地域の教育機関や市民団体などに幅広く支持されています。



左：鑑賞プログラムの様子
上：ワークショップの様子

（６）県民ギャラリー

県民ギャラリーは、県民の創作活動の成果の発表の場として設置されました。県内には他にも有料の貸しギャラリーが増えましたが、現在も一定の需要がある施設です。これまでに作家や美術団体による個展やグループ展が数多く行われ、地元の新しい美術の発信と交流の場となってきました。また、学校による利用も活発で、本県の美術教育においても大きな役割を担っています。

2 宮城県美術館の現状と課題

宮城県美術館の置かれる状況は大きく変化しています。美術館として求められる基本的な機能を満たし、社会のニーズに的確に応えるためには、基本的なあり方は維持しつつも、現在の状況に即してそれらを更新・再定義していく必要があります。

現在、宮城県美術館が抱えている課題は、「老朽化の解消」と「今日的課題への対応」の2つに大別することができると考えられます。

(1) 老朽化の状況

劣化度調査の結果、宮城県美術館は以下のような状況にあります。

イ 建物

(イ) 屋外

屋上防水、雨水配管、外部金物、外壁、床タイルなどの経年劣化が進んでおり、更新の必要があります。特に屋上防水、雨水配管などは、美術品を扱う館内への漏水を未然に防ぐため、早期の更新が必要です。その他の箇所についても機能上・美観上の観点から、更新・修繕が必要な状況にあります。

(ロ) 屋内

展示室をはじめ、床・壁・天井の一部に破損・劣化・汚れ、水廻りのタイルの浮きなどが見られ、新設または部分更新が必要です。また、利用頻度の高い創作室の造付家具などについても傷みが激しいため、新設の必要があります。

建具については作動不良箇所・解錠不能箇所などが見られ、メンテナンスまたは一部に更新の必要があります。

ロ 設備

電気設備は著しい劣化が見られない比較的良好な状況ですが、法定耐用年数・更新推奨年数を超えているものも多く、それらは更新の必要があります。

空調設備も更新推奨年数を超えている機器があるため、それらは更新の必要があります。また、著しい劣化が見られない比較的良好な状況の設備の中にも、稼働状況や今後のメンテナンスを考慮すると更新が推奨される設備があります。特に空調の効きが悪い箇所については、個別空調による対応が可能か、検討する必要があります。

衛生設備は竣工当時のままの器具や、劣化の著しい設備がほとんどであり、多くの更新が必要です。

ハ 外構

床タイルに亀裂・破損が見られ、更新する必要があります。また、佐藤忠良記念館（以下「記念館」という。）の出入り口付近などに地盤沈下が見られます。その他、漏水を生じ運転していない北庭の池の滝や、サイン・照明等、美術館の魅力及び安全を維持・向上するために、改修を必要とする箇所があります。

（２）今日的課題

開館から 36 年を超え、社会情勢は大きく変わりました。それに伴い、宮城県美術館に求められるものも開館当時と比べて変化しています。宮城県美術館を取り巻く状況の変化には、主に以下のようなものがあります。

・ 展覧会のあり方

宮城県美術館の特別展では、国内外の著名な作品や質の高い作品が数多く展示されてきました。東北最大級の美術館として、宮城県美術館に対する期待はますます高まっています。その中で、全国的な巡回展は、開館時に比べると、事業規模と展示規模の大型化が進んでいます。今後も宮城で貴重な美術品を鑑賞する機会を作るためには、大型の展覧会に対応できる施設と体制が求められています。

一方で、文化事業の財源が全国的に縮小する中、来館者にとって価値ある美術館であり続けるためには、他にはない魅力をもたなくてはなりません。「ここにしかない」価値をアピールする上で、美術館のコレクションと常設展示は、以前に増して重要なものになっていると言えるでしょう。

・ 地域における位置づけ

開館時、宮城県美術館は東北地方では数少ない大型の美術館でした。その後に東北地方における美術館の開館が相次ぎ、現在は各県に県立を中心に一定規模の美術館が設置されています。また宮城県内においても、せんだいメディアテーク（平成 13 年開館）をはじめ、美術館やアートギャラリーの数が増えました。

そのため、宮城県美術館に求められる役割は開館時とは異なるものになっていると言えます。地域におけるニーズに応えるためには、他施設との連携や役割分担を考慮することが不可欠になっています。

・アートシーン

美術表現のあり方は、日々めまぐるしく変化し、常に新しいものが生み出されています。いわゆる「現代アート」の領域が広がり続けていることはもちろん、これまで収集してきた作品に関しても、時代が変わればまったく新しい見方が促されることもあります。美術館が常に新鮮な場であるためには、この変化に目を向け、事業としてどのように表現するかを追求し続けることが必要です。また、美術作品の展示形式も多様化し続けており、最も効果的な展示を行うためには、美術館の施設面にも変化が求められます。

・美術館での過ごし方

宮城県美術館では、開館時から展示室以外は無料で利用でき、また美術品を「見る」だけでなく「創作する場」であることも大切にしてきました。昨今ではさらに、美術館に対して、リラックスする場、情報を得る場、コミュニケーションの場など、美術を介した幅広い体験ができる場としての機能を期待して訪れる来館者も増えてきています。時にレストランや庭園などが、展覧会以上に注目され、来館の楽しみになることもあります。

それに伴い、美術館への関わり方も多様化しています。例えばボランティアのように、職員とも利用者とも異なる立場で、美術や美術館により主体的に関わりたいと考える人が増えてきています。こうした関わりからは、美術館が社会にもたらすものや、美術館で生まれるものについて、新しい可能性を探ることができます。

・公共施設のあり方

バリアフリーやユニバーサルデザインといった概念は、この数十年間で急速に社会に浸透しました。あらゆる人にとって住みよい社会を実現するためには、今や美術館に限らず、すべての公共施設に合理的配慮が求められています。そのための設備や機器の技術的な進歩は目覚ましく、現状の宮城県美術館の施設では、現代の基準を満たしていない部分もあります。一方で、施設を整備するだけでなく、職員やスタッフはもちろんのこと、来館者も含めた美術館に関わるすべての人が、こうした考え方を自然に意識するような場となることが重要になります。

・美術館と子どもの関係

学校教育において、図画工作・美術の授業時数は徐々に減少しています。子どもが美術に触れる機会を提供する場として、美術館に期待される役割が高まってきています。また、総合的な学習や地域学習などの分野における美術館利用のニーズも高まっています。

宮城県美術館は開館時から教育普及事業における地域の教育機関との連携を継続してきました。近年はさらに子どもと保護者が共に楽しみ、美術に触れる場としての役割を求められています。教育普及だけでなく、美術館のあらゆる事業は子どもとの関係を抜きには考えられないものになっています。

・ 周辺地域をめぐる人の流れ

平成 27 年に仙台市地下鉄東西線が開通し、宮城県美術館の徒歩圏内に最寄り駅が設置されました。地下鉄南北線と合わせると、公共交通機関による市内各所から美術館へのアクセスは、開館時に比べて飛躍的に向上したことになります。東北新幹線の高速化・延伸や高速自動車道の整備、高速バス路線の拡充等により、他県からの来館も容易になりました。こうした動きに伴う人の流れの変化に敏感に対応し、運営に反映することが求められます。

・ 東日本大震災と復興

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、宮城県全域に深刻な被害をもたらしました。宮城県美術館にも施設に被害があり、休館を余儀なくされましたが、文化芸術が被災した人々の精神的な支えになるという思いから、早期に展示活動を再開しました。また、その後に各方面からの協力を得て開催した、震災復興をテーマに掲げた取組には、県民から大きな反響が寄せられました。復興は未だ道半ばであり、美術館には県民の「心の復興」を支援する役割が求められています。

これらの課題に適切に対応するためには、老朽化した部位の改修・更新に留まらない、施設全体の大幅なリニューアルが必要です。今後も利用者のニーズを満たす美術館であり続けるために、新たな美術館の姿をハードとソフトの両面で具体的に検討します。



第2章 リニューアルの目的と方向性

1 宮城県美術館の目指す姿

(1) 美術館の基本的なあり方

宮城県美術館のあり方は、以下のように定義づけられてきました。

イ 宮城県美術館建設基本構想（昭和54年4月）

「美術館の性格」

本美術館は、地域社会に根ざした特色ある近代的な美術館で、県民が「美と知識と憩い」を得る場として、「開かれた」総合美術センター的性格をも備えたものとする。

ロ 宮城県美術館事業運営方針（平成22年4月）

「運営の基本方針」

本美術館は、その設置の趣旨に基づき、地域社会に根ざした特色ある近代的な美術館として、県民生活に密着し、県民に親しまれる総合美術センターとなるよう運営する。

すなわち、美術館としての充実した調査研究活動を踏まえ、優れた美術作品を収集、展示して、鑑賞の機会を提供し、県民の積極的参加による創作活動の推進を図り、美術に関するさまざまな体験交流の場となるよう、活発な普及活動を行い、さらに美術に関連する他の領域と連携して、文化的諸活動を行う。

これらの活動を通じ、地域における特色ある総合美術センターとして、県民に生涯学習の場を提供し、県民が自らその教養と情操を高め得るように努め、本県の芸術文化の発展に寄与する。

「事業概要」

本美術館は、その設置目的を達成するため、運営の基本方針に則り、次の事業を行う。

- (i) 美術作品等の展示
- (ii) 教育普及活動
- (iii) 美術に関する調査研究
- (iv) 美術作品等の収集、保存
- (v) 広報活動
- (vi) 刊行物の出版

こうした美術館のあり方は、現在も踏襲されており、今後も継承していくべきものです。加えて、ここまで述べた課題に対応するために、時代に即した新たな美術館像を模索する必要があります。

（２）新しい時代の「開かれた美術館」

「基本構想」2 頁では、建設時の「宮城県美術館建設基本構想」に定められた「開かれた総合美術センター的性格を持つアートミュージアム」という理念について、「開かれた」という言葉が現代において意味するものを考慮しながら、以下のように再定義しています。

- （i）心豊かな人づくりや地域社会の活性化に貢献するなど社会に対して開かれた美術館
- （ii）美術の表現手法や形式の拡張，多様化等に関する情報を収集し，常時提供するなど美術に対して開かれた美術館
- （iii）美術の潮流を見極め，新たな展開を常に追求するなど未来に対して開かれた美術館
- （iv）東北・宮城の芸術文化を国外へ広く発信し，またコレクションを通して海外の美術館との交流を図るなど国際的に開かれた美術館
- （v）世代や障害の有無，文化・国籍等にかかわらず，すべての人々に対して開かれた美術館
- （vi）青葉山と広瀬川によって育まれた自然環境を生かすなど環境と共存する開かれた美術館

（３）運営の基本方針

「基本構想」18 頁では、宮城県美術館の設置目的を達成するために、これまでに引き続いて以下の運営の基本方針を規定しています。

- （i）優れた美術作品を収集，展示して，広く県民に鑑賞の機会を提供する。
- （ii）県民の積極的参加による創作活動の推進を図る。
- （iii）美術に関するさまざまな体験交流の場となるよう，活発な普及活動を行う。
- （iv）美術に関連する他の領域と連携して，文化的諸活動を行う。

（４）新しい美術館の目指す姿

（1）から（3）までを踏まえ，多くの人にとって魅力ある美術館であり続けるために，宮城県美術館は「記憶に残る」，「また訪れたくなる」，「常に新しい発見のある」美術館であることを目指します。

「基本構想」19 頁には以下の4つの「リニューアルのコンセプト」が掲げられています。この4つの柱を指針として、リニューアルの内容を具体的に検討します。

・ 子どもたちの豊かな体験を創出する美術館 〔具体的内容：16 頁〕

心豊かな人生を過ごす上で、芸術文化は不可欠なものです。次代を担う子どもたちが美術に触れる機会を確保し、美術を身近なものとして捉え、主体的に美術との関わりを深める場を提供します。

・ 人々が憩い、くつろぎ、集い、つながる美術館 〔具体的内容：17 頁〕

来館者が質の高い芸術文化に触れ、その余韻を楽しみながら、ゆっくりとくつろぐことができる空間、展示室に入場しなくても気軽に立ち寄れ、芸術文化が醸し出す魅力的な雰囲気を楽しむことができる空間、さまざまな人が交流し、活発なコミュニケーションが生まれる空間を提供します。

・ 国内外の人々が魅了される美術館 〔具体的内容：19 頁〕

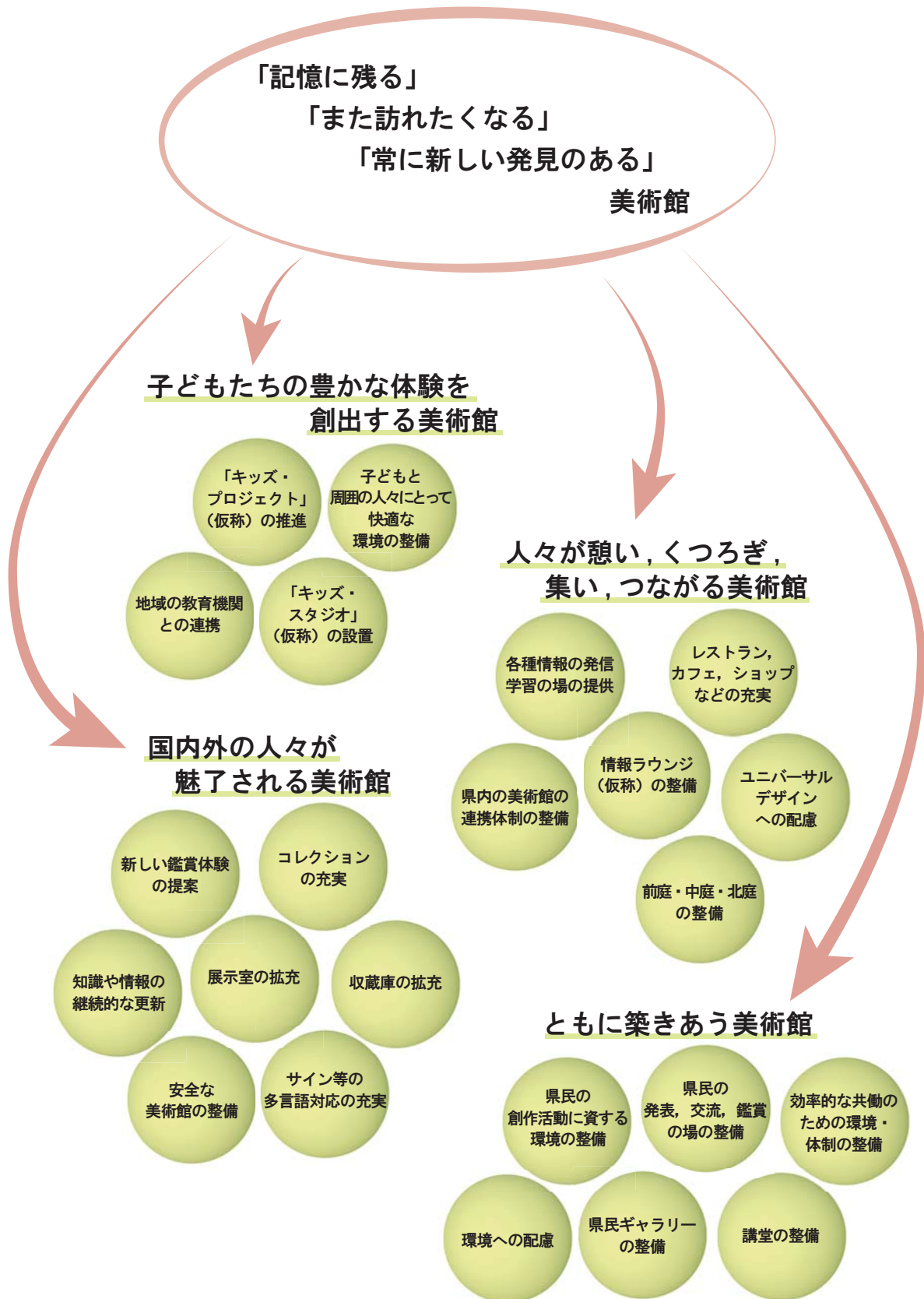
ここでしか味わえない魅力を発信することで、県内はもとより、県外、そして国外から人々を呼び込み、芸術文化の面から地域活性化や観光振興など本県経済の発展に貢献します。

・ とともに築きあう美術館 〔具体的内容：21 頁〕

新たな時代環境に即した「開かれた美術館」として、美術館と芸術文化を県民とともに築きあいます。県民とともに発展し、県民に親しまれ、愛され続ける美術館を目指し、業務の運営を行います。

◎ 4つのコンセプトを支えるために

魅力ある美術館が成り立つためには、土台となる基本的機能がしっかりと形成されていることが不可欠です。美術品との出会いの場を作る展示、コレクションを充実させ、守り伝える収集と保管、人と美術の有意義な関係を促進する教育普及、それらすべてを支え、新たな可能性をもたらす調査研究は、美術館の根幹をなす機能です。リニューアルに当たっては、これらをハード面、ソフト面ともにさらに充実することが4つのコンセプトを支えるために重要です。



2 施設改修の基本方針

美術館が現在もっている財産・資源を最大限に有効活用します。自然環境に恵まれた良好な立地環境と、合理的で長寿命で、すべての人に快適な美しい建築物を大切にしながら改修します。

・豊かな自然環境の保全

当美術館は、広瀬川や青葉山など豊かな自然に囲まれた地区に位置し、「杜の都仙台」を象徴する環境に包まれています。美術館を取り囲む大きく育った樹木や、広瀬川の清流を守る条例区域内の樹木等をできるだけ残します。

・既存建物の空間構成の本幹の尊重

当美術館は、国立西洋美術館（平成28年7月に世界文化遺産に登録）を設計した建築家ル・コルビュジェに師事し、日本を代表する建築家の一人である故前川國男氏の設計によるものであり、美術館として高い合理性を有し、国土交通省の公共建築百選にも選ばれています。外観、中庭、エントランスホール、展示室、創作室など建物の空間構成の本幹となる部分は、既存を残しながら改修します。

・「建物の合理性の精神」を尊重

来館者の利便性や職員の作業性を両立させることを考慮し、耐久性のある外装材、省エネルギーに配慮した建物構成など、既存の建築のもつ合理性を活かした改修を行います。

・合意形成の尊重

宮城県美術館の建築は、県民、美術館の学芸員及び管理者等からの要望を踏まえて、十分な合意形成がなされた上で、展示室・収蔵庫・作業スペース・創作室など詳細に至るまで配慮して設計されたものです。その後も約30年間竣工時の考え方を尊重しながら使い続けています。改修設計にあたっては、引き続き、使用者及び利用者の意見を充分に取り入れながら設計を行います。

・ライフサイクルコストの低減、環境負荷の軽減

厳しい県の財政状況を踏まえ、建設費、維持管理費等のコスト面にも配慮しながら設計を行います。また、地球温暖化や環境対応にも充分配慮するほか、日常的なメンテナンスや設備更新のための作業性も確保し、長く使える建築を目指します。

・すべての人に愛される建築

障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、多様な人々が快適に利用できることを目指します。

第3章 リニューアルの具体的内容

1 機能と改修内容

リニューアル後の美術館が備える機能と、そのために必要な改修内容を以下に示します。

(1) 子どもたちの豊かな体験を創出する美術館

目標

◇ 「キッズ・プロジェクト」(仮称)を推進します。

その目的は、子どもの創造性や知的好奇心を育み、子どもが行っても良い、居ても良いと思える場所づくりを行うことです。同時に、子どもをきっかけとして、新しい感覚との出会いを創出する、誰もが過ごしやすい美術館について考えるなど、美術館を訪れるすべての人を結びつけるものです。

これまで行ってきた事業を踏まえて、子どもに関連する取組を新たに再構築します。たとえば、作品の鑑賞や造形活動、素材に触れること等を体験するプログラムを行います。その他にも、子どもへのメッセージを込めた展示や作品解説の企画、親子で過ごせる場所の確保、乳幼児向けのアメニティの充実、子どもと美術に関する研究の推進など、美術館のあらゆる施設・事業に及ぶ取組とします。

- ・ 地域の教育機関と連携し、子どもの美術教育の一助となるような取組を行います。また、学校や各種団体の来館にも対応できる環境を整えます。
- ・ 小さな子ども連れでも安心して来館できるよう、子ども、保護者、周囲の人々のすべてにとって快適な環境を備えます。



図2. キッズ・スタジオ(仮称)のイメージ

改修内容

- ・「キッズ・プロジェクト」の拠点として、「キッズ・スタジオ」（仮称、図2参照）を設置します。素材体験や造形遊びのプログラムに使用できる空間で、現在の造形遊戯室の機能を含むものとし、創作室の付近に150㎡程度の広さを確保して新規に設置します。また器材倉庫を併設します。
- ・キッズ・スタジオは、天井を高くし、可能であれば室内にキャットウォークまたはロフトのような場所を設置するなど、子どもたちが大きな作品を制作した際にその全貌を俯瞰できるような設えとします。自然光を取り入れ、子どもが過ごしやすい環境と明るさを確保します。またオープン・スペースとし、他のエリアとゆるやかな関わりを保ちます。
- ・創作室1（40頁図10参照）は、オープンアトリエ機能で使用する現状の設備に加え、30人程度の団体（幼児や児童）を対象に粘土や絵具を使ったプログラムを実施できる空間を増床し、「キッズ・プロジェクト」においても活用します。増床部は既存部分と同様の水洗い可能な床をもつものとし、通常は既存部分とひと続きの空間として使用し、必要に応じて仕切って独立できる仕様とします。現在の約150㎡から250㎡程度に拡張することとし、付近に利用者のための更衣室と荷物置き場を設置します。
- ・学校等の団体を対象とする活動時に必要な、100人程度のオリエンテーションのためのスペースを展示室との動線に配慮しながら確保します。その他、まとまって昼食をとることのできるスペースを確保します。
- ・適切な規模の授乳室を設置します。

（2）人々が憩い、くつろぎ、集い、つながる美術館

目標

- ・美術鑑賞や創作活動といった利用以外に、美術館で時間を過ごし自由に滞在できる雰囲気と空間を整えます。
- ・障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、多様な背景の人々が安心して来館し、快適に過ごすことができるよう、施設の構造から人的対応に至るまで、ユニバーサルデザインへの合理的配慮を徹底します。
- ・来館することがさらに楽しみになるような、レストランやカフェ、ミュージアムショップなどを整備します。県産食材の提供、展示に即したグッズの販売など、オリジナルな魅力の向上を図ります。
- ・美術館の案内や収蔵作品のデータ、地元芸術家の創作活動状況をはじめとする関連情報、映像のアーカイブなど、各種情報をさまざまなメディアによって発信し、アクティブな学習の場を提供します。
- ・宮城県美術館をハブとして県内の美術館が相互に連携、協力、支援し合う体制を整備します。その連携体制を基に、県民に対する芸術文化の魅力発信、美術館スタッフの資質向上、芸術文化の側面からの観光振興や地域活性化等に貢献します。

改修内容

◇ 自由に滞在でき、美術と美術館に関わる様々な情報に触れることができるスペースとして現在の講堂の位置に情報・交流ラウンジ（仮称、図3参照）を設けます。展示室とその他諸室の結節点となり、来館者が美術館の雰囲気を楽しみながら、ゆったりと座ってくつろげるスペースとします。図書室の機能は情報・交流ラウンジに移設し、その他掲示物やP C等により、美術館と美術に関するさまざまな情報を得られるようにします。また収蔵作品の情報や映像のアーカイブ、県内のアート施設等の情報を得ることのできるインタラクティブ機器を設置します。

- ・ 情報・交流ラウンジ付近にコインロッカーを追加設置し、大きな荷物（キャリーバック程度）にも対応できる仕様とします。
- ・ ミュージアムショップは拡充し、エントランスホールから見える位置に配置します。
- ・ レストランの面積は現状を維持します。
- ・ 学校団体等の利用者が必要に応じて軽飲食できるスペースを設けます。
- ・ エレベーターをわかりやすい位置に十分な規模で設置します。
- ・ さまざまな来館者に配慮し、各所に十分な戸数のトイレ、化粧室を現代的設備により設置します。
- ・ 館内のあらゆる施設や構造、表示等について、バリアフリーとユニバーサルデザインに留意した設計を徹底します。
- ・ 駐車場については、第1駐車場と第2駐車場をあわせて普通車250台、大型バス5台分の駐車スペースを確保するほか、両駐車場に身体障害者用の駐車スペースを確保します。
- ・ 来館者の安全な入館経路を確保し、周囲から人の流れをスムーズに呼び込めるよう、また、美術館の魅力が向上するよう、環境デザインにも配慮して外構を整備します。美術館の北側に位置する第2駐車場側には、車で直付けできるサブエントランスを整備します。
- ・ 北庭を維持し、池の滝を修繕するなど景観の保全措置を講じます。
- ・ 中庭をタイルの割れ防止等、安全性に配慮した仕様に更新し、ワークショップや公演会に利用しやすい汎用性の高い空間とします。



図3. 情報・交流ラウンジ（仮称）のイメージ

(3) 国内外の人々が魅了される美術館

目標

◇ 来館者が美術品の収蔵の様子を見ることのできる見える収蔵庫（ヴィジブル・ストレージ、図4参照）等，展示と収蔵の新しいスタイルを提案します。

- ・美術館の収蔵品をこれまで以上に質量共に充実した内容で展示し，紹介します。特色ある分野については特集展示などで集中的に紹介する機会を設けるなど，いつ来館しても新鮮な鑑賞体験ができるようにします。
- ・作品ごとの素材や形状に応じて，作品を最も魅力的に鑑賞でき，かつ十分な保存性・安全性を得られる展示環境を備えます。
- ・宮城県美術館の多様な収蔵作品を魅力的に分かりやすく展示する常設展のスペースが現状では十分ではなく，効果的な展示演出が行いにくいことから，展示室面積を拡張し，常設展の価値を高めるとともに，拡張部分を近年増加している大規模な特別展の一部としても活用できる柔軟な動線設計と警備・温湿度管理・照明等の高度な要求に耐えうる構造・設備とし，展示室全体の融通性と合理性を高めます。
- ・今後も美術品の収集を継続し，コレクションを質量ともに充実させていけるよう，必要な体制の構築に加え，学芸員のもつ知識や情報を常に更新します。
- ・収蔵品を適切な安全管理の元に収蔵し，さらに今後の新たな収集活動を余裕をもって行えるよう，十分な面積と保存環境をもち，効率的な収納が可能な収蔵庫を備えます。また近年，美術品の借用時に求められる，作品の梱包ケース等を適切な温湿度管理の下に保管することが可能な一時保管庫を備えます。
- ・展示，収集保存，教育普及をはじめとする，美術館の各事業の質を高めるための学芸員による調査研究を行い，その成果を研究紀要等を利用して発表します。
- ・展覧会の図録やポスター，チラシ，パンフレット等を収納する雑用庫を設置します。
- ・国籍を問わず美術館を楽しめるよう，サイン等の多言語対応の充実を図ります。また，音声ガイドやスマートフォンを利用した解説サービスなど，幅広い鑑賞が可能な展示の手法を検討します。
- ・充実した広報活動のために必要な体制を整え，美術館の事業について効果的に発信して来館者の増加を目指します。また，外国語による広報も強化します。
- ・国内外からの幅広い誘客を視野に，M I C E（※）の誘致促進や，それらの舞台となる特別な場所（ユニークベニュー）としての施設・空間の活用の可能性を検討します。
※ 企業等の会議（Meeting），企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel），国際機関・団体，学会等が行う国際会議（Convention），展示会・見本市，イベント（Exhibition/Event）の総称
- ・来館者が活発に情報収集・情報発信を行えるよう，館内全域のフリー Wi-Fi の整備を目指します。
- ・東日本大震災の被災体験をもとに，人にとっても，美術品にとってもより安全な美術館を目指します。



図4. 見える収蔵庫（ヴィジブル・ストレージ）のイメージ

改修内容

【展示室について】

- ・ 展示室を 500 m²程度増床します。現在の県民ギャラリー部分を中心とした増床を想定します。大規模特別展開催時には特別展示室として利用し、通常時はコレクション展示をさらに充実化します。現在の展示室との一体的な動線を確保すると同時に、他の展示室とは異なる会期での柔軟な展示替えが可能になるような独立性をもった空間とします。
- ・ 展示室には地下1階から2階までをつなぐエレベーター1基のほかに、1階と2階、1階と地下1階をつなぐエレベーターを別途設置します。
- ・ 展示室を任意に分節可能にする可動壁面を更新します。鑑賞に集中しやすい展示環境を実現するものであるのと同時に、移動や固定等の作業性に優れたものを用います。
- ・ 展示室の壁面を、展示の作業性と美術品の鑑賞に適し、劣化時のメンテナンスも念頭に置いた仕様のものに更新します。
- ・ 24時間空調システム、繊細な調光の可能な照明機器の配備、鑑賞性と安全性に優れた展示ケースの設置などにより、展示環境を高度なものにします。
- ・ 虫害菌対策、温湿度管理等のため、展示室出入口を自動扉にする等の環境対策に留意した設計とします。
- ・ 天井、床、移動壁、壁面ガラスケース、空調、照明、壁面等、現在の展示室機能の仕様は一から再構築します。
- ・ 展示室のバックヤードの延床面積は現状を維持します。美術館側の作業動線が県民ギャラリー利用者の動線と重ならないよう留意し、作品の搬出入動線を確保します。
- ・ 常設展示と特別展示がともに鑑賞しやすいように、相互の展示室の位置関係、動線を工夫します。
- ・ 防犯性や保存環境に優れた展示室とします。

【収蔵庫について】

- ・ 現在収蔵されている作品を十分に安全な環境で収納し、今後の収集活動による収蔵品の増加にも対応するため、収蔵庫を 700 m²程度増床します。トラックヤード、荷解室、作品用エレベーターとの動線及び既存の収蔵庫との一体的なつながりを考慮し、地階レベルでの増床を検討します。
- ・ 収蔵庫と学芸員室は同フロアに配置し、近接させることが望まれます。
- ・ 収蔵庫は作品素材や形状など所蔵品の特性に応じた保存環境を整備するほか、防犯性とリスク管理に優れたセキュリティ機能を確保します。
- ・ 作品の搬入経路への接続の良い箇所に作品のための一時保管庫を設けます。
- ・ 作品の種別に応じた棚、引き出しを設置することとし、また絵画ラックを 50 枚程度新設します。加えて既存の棚やラックは更新します。
- ・ 既存の収蔵庫については、床及び扉等の基本的部位の改修を行うとともに、新たに設置する収蔵庫については、空調システムや建材は最新の保存研究に留意し、収蔵する作品に適したものとします。
- ・ その他、見える収蔵庫（ヴィジブル・ストレージ）等の手法にも対応できるよう、現在の収蔵庫機能を全面的に改修します。
- ・ 防災や耐震に優れた展示室、収蔵庫とし、既存の防火扉や天井の仕様を更新します。

（４）ともに築きあう美術館

目標

- ・ 来館者がさまざまな形で美術に触れたり、美術との関わりを深める体験ができる場として、鑑賞、創作、美術表現の拡大に対応した公演等、さまざまなプログラムを行います。そのために必要な空間、設備、スタッフを備えます。
- ・ 県民の創作活動の促進に資する空間と設備、創作意欲を高めるような環境を備えます。
- ・ 県民の創作活動の発表、交流、鑑賞の場となる県民ギャラリーを備えます。多数の出品者が参加する大規模な利用にも対応する面積をもつ一方で、比較的小規模な利用にも対応可能な利便性の高いギャラリーとします。
- ・ 美術に関する各種の講演会、研究会、レクチャー、公演会、ワークショップ、研修会等の多様な催事の開催に対応できる講堂を備えます。
- ・ ボランティア等、職員と来館者との間に位置する関わり方で、県内地域における芸術・文化活動に主体的に関わりたい人が、活発に活動できるような環境を整えます。また、外部人材との連携やコーディネートが可能になる体制を整えます。
- ・ 施設・設備の整備に当たっては環境に配慮した構造や機材の導入を図ります。
- ・ 展覧会スタッフ、展示作業スタッフ、展示室監視員、委託事業者等、事業に関わる人々がより効率的に共働できるよう、利用しやすい控室等の環境及び体制を整えます。

改修内容

- ◇ **県民ギャラリー**は，利用者及び観覧者の利便性，快適性を考慮し，現在の場所から移動の上，増築部分に配置します（図5参照）。展示室及びバックヤードの延床面積は現状を維持します。美術館が利用する動線と重ならないよう留意した，作品の搬出入動線を確保します。
 - ◇ 300人収容規模の講堂を，増築部分に移して設置します。可動式の座席やステージの使用も視野に入れながら，平面的に使用することや，空間を分割して使用することも可能な構造にします。音響や照明設備は簡易（基本的）なものとしします。ただし，一定水準の防音機能は備えるものとしします。また，必要に応じて県民ギャラリーの機能を補助する施設としても利用できるよう配慮します。
- ・ 創作室は現状の機能を維持します。創作室1は「キッズ・プロジェクト」での利用を想定して増床します（17頁参照）。老朽化した機器は更新します。また用具・材料等の十分な格納スペースを確保します。
 - ・ 館内で不定期に従事する展覧会スタッフや展示作業スタッフ，常時業務にあたる展示室監視員等の委託事業者のスタッフについて，それぞれのための控室を設置します。
 - ・ 美術館で活動するボランティアのための控室を設置します。
 - ・ 年間の電力消費量の削減とランニングコストの低減につなげるため，照明器具にはLEDを採用します。
 - ・ 自家用消費電力や災害時の非常用電力を確保するため，環境負荷の少ない屋上太陽光発電設備や地中熱ヒートポンプ等の導入を検討します。
 - ・ 展示室と創作室や学芸員室，事務室の空調系統を別々とし，より適切な温度管理ができるようにします。



図5. 県民ギャラリーのイメージ

2 老朽化・旧態化箇所の更新

7 頁に示した老朽化及び旧態化に対応するために、各箇所について以下のような更新を検討します。

(1) 建物

イ 屋外

・ 屋上防水

平成 18 年の調査では劣化度 3（早期に大規模改修が必要）と報告されています。
平成 18 年の調査以降にも漏水の発生した箇所があるため、全面更新する必要があります。

・ 雨水配管

本館の雨水管は、4 箇所で漏水が報告されています。耐久年数から判断して全面更新する必要があります。

・ 外部金物

本館の笠木は塗装の劣化が全面的に見られ、基材金属の腐食劣化に発展していることが懸念されるため、全面更新を検討します。また、外部の手摺は錆の発生など塗装の劣化が進んでいるため、全面的な再塗装が必要です。

・ 外壁

1) 外壁パネル

東日本大震災によると思われる外壁パネルのズレが計 6 ケ所あり、うち 2 ケ所は部分更新する必要があります。

2) 屋上階段室外壁のタイル壁

タイルが浮き、落下の危険性及び漏水の発生の要因になっていると推察されるため、全面更新を検討します。

3) コンクリート打ち放し

保護塗装が劣化しているため、全面更新する必要があります。

4) コーキングの劣化

本館・記念館の建具・トップライト・ガラス廻りのコーキングは、耐久年数が大幅に過ぎており硬化が始まっているため、全面更新する必要があります。

ロ 屋内

・ コンクリートクラック

本館・記念館各所に発生しているクラックはコンクリートの収縮によるクラックであり、異常なものや成長しているものではなく、補修の必要はありません。

・ 内装材・造付家具

本館の部屋で床の汚れや劣化，壁面塗装の劣化が一部にみられるため，部分更新を検討します。特に本館展示室内部の壁面，床カーペットで汚れ・劣化が見られる箇所については，更新する必要があります。また，取り付け部分の破損などが見られる天井のルーバーは改修を検討します。

本館の収蔵庫・荷解室及び創作室前の廊下は，床に破損や劣化が見られるため，部分更新を検討します。

本館創作室の床，造付家具は傷みが激しいため，新設を検討します。

・ 水廻りタイル壁の浮き

トイレ・湯沸かし等の壁仕上げのタイルに浮きがみられるため，更新する必要があります。

・ 建具

防火戸・防火シャッター・排煙口・アルミ製建具について損傷・作動不良・解錠不能・機器交換等が必要な箇所などが見られ，それぞれの状況によって部分更新またはメンテナンスを行う必要があります。

・ コンクリート構造強度・中性化

本館の推定強度は H18 年調査とほぼ同様の結果となっており，コンクリート強度に問題はないと判断します。

記念館の地階及び 1 階でコンクリート推定強度が設計基準強度より低い値となっていますが，壁量及び柱量が多い建物で耐震強度が十分大きい建物であると考えられます。

本館及び記念館共に最大中性化深さが鉄筋のかぶり厚さを超えています，屋内の場合は中性化領域が鉄筋に達しても急速に腐食することはない，進行は比較的緩やかであるといわれていることから全平均の中性化の進行に大きな問題はないと判断します。

・ 昇降機

本館のエレベーター 2 台（乗用・荷物用）は，電装品を主とした改修工事を行っていますが，既設を利用している構造部材に関しては現時点で約 36 年経過しており，金属疲労等が危惧される時期にあたります。次回電装品を更新する 10 ～ 15 年後には撤去新設工事を検討します。

記念館のエレベーター 2 台（乗用・荷物用），リフトテーブル 2 台は，現時点で約 26 年経過しています。主要装置（制御盤・油圧ユニット）の平均耐用年数は 20 年を目安としており，各部品の劣化，部品生産中止の状況から鑑みて，性能維持のための主要装置に対する改修工事を検討します。

(2) 設備

イ 電気設備

- ・ **高圧引込・自家用受変電設備**

引込設備、受変電設備は著しい劣化が見られない比較的良好な状況であり継続使用が可能ですが、更新推奨年数を超えていることから、設備機材の老朽化による停電事故につながる恐れがあるため、更新する必要があります。

- ・ **自家発電設備**

自家発電設備は平成 22 年度にエンジン交換、平成 25 年度にオーバーホールを行っているため、著しい劣化が見られない比較的良好な状況ですが、更新推奨年数に近づいていること、また東日本大震災を踏まえ災害時に必要な電灯・動力を見込んだ容量とするため、更新を検討します。

- ・ **直流電源設備**

直流電源装置は平成 23 年度に更新しているため状態は良好です。

- ・ **幹線・動力設備**

受変電から各階分電盤・制御盤に至る配管配線のパイプシャフト等のスペース有効利用や、将来の配線の絶縁低下を考慮し、交換を検討します。また、動力制御盤、中央監視盤自体に関しても機械設備の改修内容を踏まえて交換・更新、増設を検討します。

- ・ **電灯コンセント設備**

電灯コンセント設備については、一部不良箇所があり、かつ、機材の更新推奨年数を超えており、電気事故につながる恐れがあるため更新する必要があります。また、展示室内の美術館用の照明器具は生産中止の方向にあり、環境面からも LED 化を検討します。

- ・ **調光設備**

調光装置は更新推奨年数を超えていること、また保守部品の入手が出来ないことから照明器具の LED 化とあわせて更新を検討します。

- ・ **舞台照明設備**

舞台照明は照明調光卓が故障しているため更新する必要があります。

- **弱電設備**

館内 Wi-Fi 及び職員用無線 LAN を設置し、通信環境の向上を図ります。

テレビ共同受信設備に関しては著しい劣化が見られない比較的良好な状況ですが、更新推奨年数を超えているため、更新を検討します。

防犯カメラは県の定める『防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン』に準拠して設置・運用することにより、来館者のプライバシーに配慮しつつ、防犯性を高めます。

館内撮影用 VTR を設置し、執務室等でモニタリングできる環境を整備します。

電気時計に関しては子時計の時刻遅れが見受けられるため、更新する必要があります。

音響設備に関しては故障中であるため更新する必要があります。

- **非常放送設備**

非常放送設備は回線不良箇所があること、スピーカの設置基準が旧基準であることから、更新する必要があります。

- **自動火災報知設備**

平成 23 年度に更新しているため状態は良好です。

□ **空調設備**

- **熱源設備**

熱源設備（空冷ヒートポンプチラー）の当該機種は生産終了しており、今後のメンテナンスの対応が不能となる事が予想され、リニューアル時には推奨予防保全時間を超えるため、高効率で省エネ性の高い熱源設備への更新を検討します。

- **空調設備**

空調機（エアハンドリングユニット）のうち竣工時のままである 5 台についてはケーシング内部が劣化しており、高効率で省エネ性の高い空調機への更新を検討します。その他（11 台）については計画的な更生工事・フィルターユニットの交換を行うほか、再熱用ガス温水器は腐食が見られるため高効率機器への更新を検討します。

事務エリアの空調設備はリニューアル時に更新推奨年数を超えるため、高効率で省エネ性の高い空調設備への更新を検討します。冷温水配管は場所によっては腐食や錆こぶが確認されており、空調機器の更新に合わせて更新を検討します。創作室 1・2、館長室、事務室、応接室は個別空調が可能であるか基本設計段階で検討します。

- **換気設備**

稼動状態は比較的良好な状況と言えますが、更新推奨年数を大幅に超えているため、高効率で省エネ性の高い機器への更新を検討します。

- ・ **排煙設備**

使用頻度が著しく低いため、構成機器に劣化は見られず比較的良好な状況ですが、竣工時からのままで更新推奨年数を超過しており、火災時には人命に関わる重篤な問題につながるため、更新が必要です。

- ・ **自動制御設備**

ネットワーク規格に LONWORKS（ロンワークス）が採用されていますが、流通量が年々減少傾向にあります。将来的には交換部品の供給が不安定になる恐れがあるため、普及性の高い規格（BACnet 等）への計画的な更新を基本設計段階で検討します。

ハ 衛生設備

- ・ **衛生器具設備**

近年改修されたミュージアムショップ隣のトイレ以外は竣工時のままであり、全ての器具が陳腐化し節水性・操作性に劣っています。美術品を取扱う本建物の性格を考慮し、非接触による衛生性及び節水性の高い器具への更新を検討します。

- ・ **給水設備**

本館のポンプ類にシャフト部の発錆・水漏れ等が見られるため、高効率で省エネ性の高い機器への更新を検討します。給水管については管端部に腐食が見られ、今後 7 ～ 10 年以内の更新を検討します。

記念館の給水管は管端部に腐食が見られ、定期観察を行う必要があります。

- ・ **給湯設備**

給湯方式は全て個別方式となっています。厨房以外の個別電気温水器は更新されておらず、更新推奨年数を過ぎており経年劣化しているため、節電機能のある機器への更新を検討します。

- ・ **排水設備**

各排水ポンプは更新推奨年数を過ぎており、経年年数から判断すると更新する必要があります。本館の雑排水管については鋼管（白ガス管）が使用されており、全面的に腐食と堆積物が確認されているため、高効率で省エネ性の高い機器への更新を検討します。

- ・ **消火設備**

消火ポンプのシャフト部に発錆があり、劣化が進行しています。火災時には人命に関わる重篤な問題につながるため、更新が必要です。

ハロンガス消火設備については状態は良好です。

- ・ **ガス設備**

ガス管の埋設部については腐食が進行し易く、ガスの漏洩は火災等の事故につながるため、更生工事が必要です。

(3) 外構

・ 床タイル

本館側は正面広場・北庭ともにタイルに亀裂が生じ、その部分から水が浸透し凍害が発生しているため、全面更新します。

記念館側は一部に亀裂が発生しているため、部分更新します。

・ 地盤沈下

記念館の搬出入口外部が一部沈下しており、西側通路の床もタイルが一部破損しています。また、西側通路の植え込み内も土壌が沈下し、一部外灯に傾きがみられるため、部分更新します。

・ 北庭

池の滝は漏水が生じ運転していないため、修繕を行います。

・ サイン

地下鉄駅方面からの誘引を促すように、緑地帯に外看板を設置します。また、多言語化やピクトグラムのほか、統一感がありわかりやすいサイン計画を行います。

・ 照明

照明ポールに錆が発生している箇所があり、安全面から更新します。更新の際には庭園灯を含め、アプローチと中庭の魅力及び安全を向上させる計画とします。

3 諸室の構成と規模

(1) 諸室の規模

必要となる空間・諸室を各機能ごとにまとめると、下記の表のようになります。

宮城県美術館リニューアルにあたって求められる空間・諸室

宮城県美術館の機能	主な必要諸室
展示機能	○常設展示室 ○特別展示室
収集・保管機能	○収蔵庫 ○一時保管庫 ○額装材庫 ○梱包材庫
教育普及機能	○創作室 ○キッズ・スタジオ (仮称) ○講堂 ○オリエンテーションスペース
調査研究機能	○学芸員室 ○資料室 ○書庫 ○外部スタッフ控室 ○各種倉庫
管理機能	○事務室 ○会議室 ○応接室
情報発信・ 憩いとコミュニケーションの機能	○情報・交流ラウンジ (仮称) ○県民ギャラリー ○レストラン ○ミュージアムショップ ○ボランティア控室 ○外部スタッフ控室
その他機能・環境整備	○前庭 ○中庭 ○北庭 ○駐車場

諸室面積表（本館のみ）

機能区分	室名	既存面積	増床面積	合計面積
展示機能	常設展示室	1,165 m ²	約 500 m ²	約 2,760 m ²
	特別展示室	1,096 m ²		
収集・保管機能	収蔵庫	724 m ²	約 700 m ²	約 <u>1,420 m²</u>
教育普及機能	講堂	359 m ²	－	約 350 m ²
	創作室 1	146 m ²	約 100 m ²	約 250 m ²
	キッズ・スタジオ	－	約 150 m ²	約 150 m ²
	オリエンテーション スペース	－	約 80 m ²	約 80 m ²
調査研究機能	学芸員室等	459 m ²	約 70 m ²	約 <u>530 m²</u>
情報発信・ 憩いとコミュニケーション の機能	<u>情報・交流ラウンジ</u> 等	－	約 300 m ²	約 300 m ²
	県民ギャラリー	495 m ²	－	約 500 m ²
	レストラン	約 105 m ²	－	約 105 m ²
	ミュージアムショップ	約 15 m ²	約 45 m ²	約 60 m ²
	ボランティア控室	－	約 80 m ²	約 80 m ²
その他		約 7,565 m ²	約 <u>980</u> <u>～1,380 m²</u>	約 <u>8,545</u> <u>～8,945 m²</u>
合計面積		12,130 m ² (本館のみ)	約 <u>3,000</u> <u>～3,400 m²</u>	約 <u>15,130</u> <u>～15,530 m²</u>

(2) 増築可能範囲

現在の建物内部での諸室のレイアウト変更のほか、各施設の増床と機能の充実化に対応するために、利用可能な敷地内での増築を検討します。その際、増築部分は本館と独立した離れとはせず、本館と直に接続し、他施設との一体的な回遊性をもつ施設とします。

現在の敷地内で増築が可能な範囲を検討すると、各エリアの条件は以下の通りになります。(図6参照)

A:「広瀬川の清流を守る条例」における第一種環境保全区域であり、許可基準があり。

「広瀬川の清流を守る条例」区域内の樹木などをできるだけ残すことが重要。

B: 国土交通省の公共建築百選に選ばれている建物の外観を尊重した接続方法を考慮する必要あり。

C: 中庭は建物の空間構成の本幹をなすものであり、既存の意匠を残すことが重要。

地下部分は、既存構築物と同じレベルであれば構造上問題ないが、施工コスト増を見込む必要あり。

D: 仙台西道路地下トンネル工事における法面内は杭工事の必要があるため、施工コスト増を見込む必要あり。

E: 仙台西道路トンネル上は、地上権設定あり。

特約: 土地の東京湾平均海面上 48.865m(既存 1FL-1.635m) 以下を掘削し又は形質を変更しない。

土地の東京湾平均海面上 48.865mにおいて 1 m²につき 2トン以上の荷重をかけない。

土地にトンネル維持管理の障害となる建物及び工作物を設置しない。

F:「杜の都仙台」を象徴する環境を形成する美術館周囲の大きく育った樹木を、できるだけ残すことが重要。また、本館との接続に留意する必要あり。

・ 東側接道の現「市道澱橋通線 (青葉線 1343)」は「川内南吉成線」として幅員 22m に拡幅の計画あり。

・ 南側接道の現「市道砲兵営前通線・ (青葉線 1354)」は「川内旗立線」として幅員 30m に拡幅の計画あり。

(3) 諸室の構成イメージ

ここまでの条件を満たすように諸室の配置を検討し、現状では【図7】のような構成をイメージしています。(2)で示した各エリアのうち、最も効率的な増築が可能だと考えられる、Bの本館北東部への増築を検討しています。

図6. 増築可能範囲図

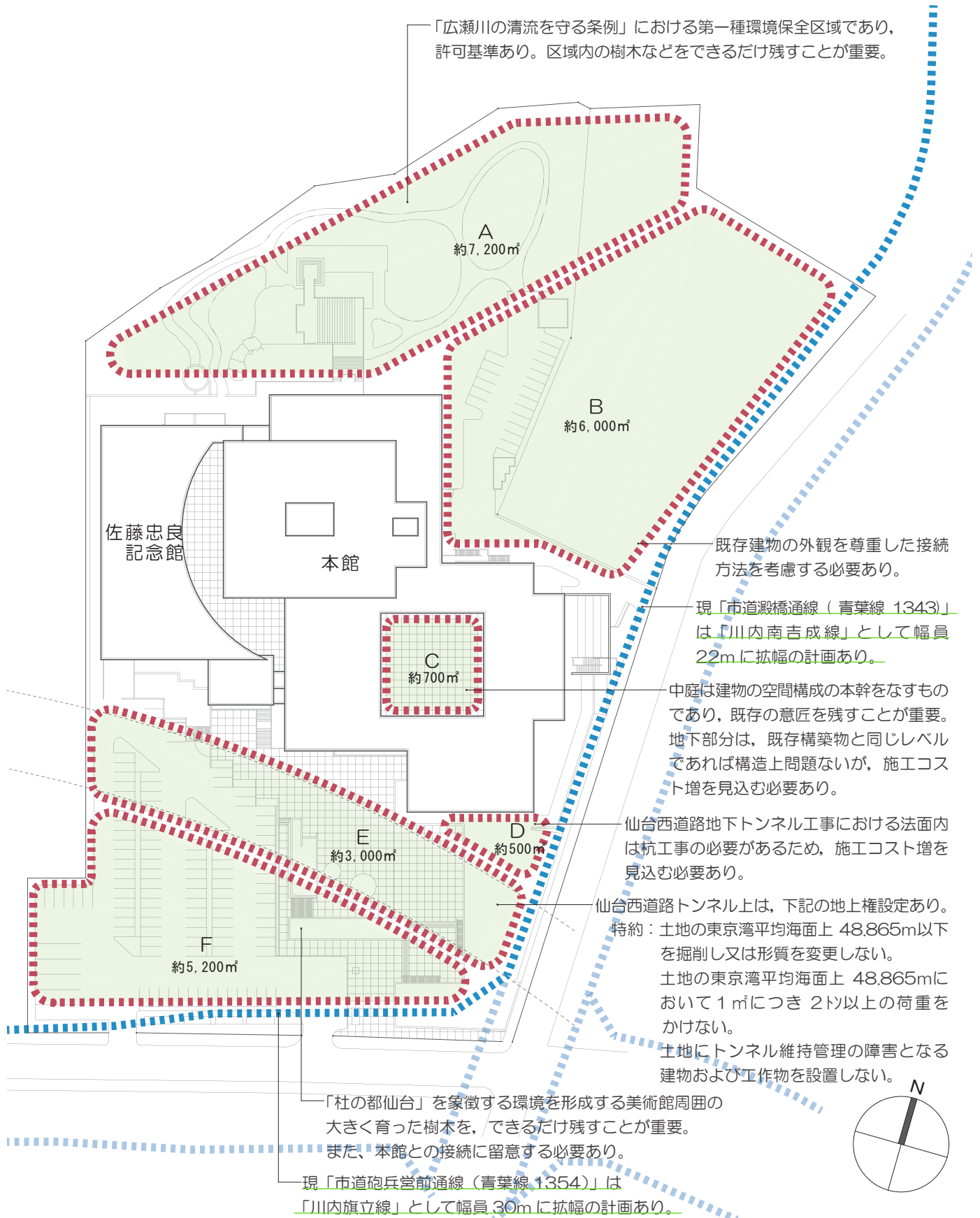
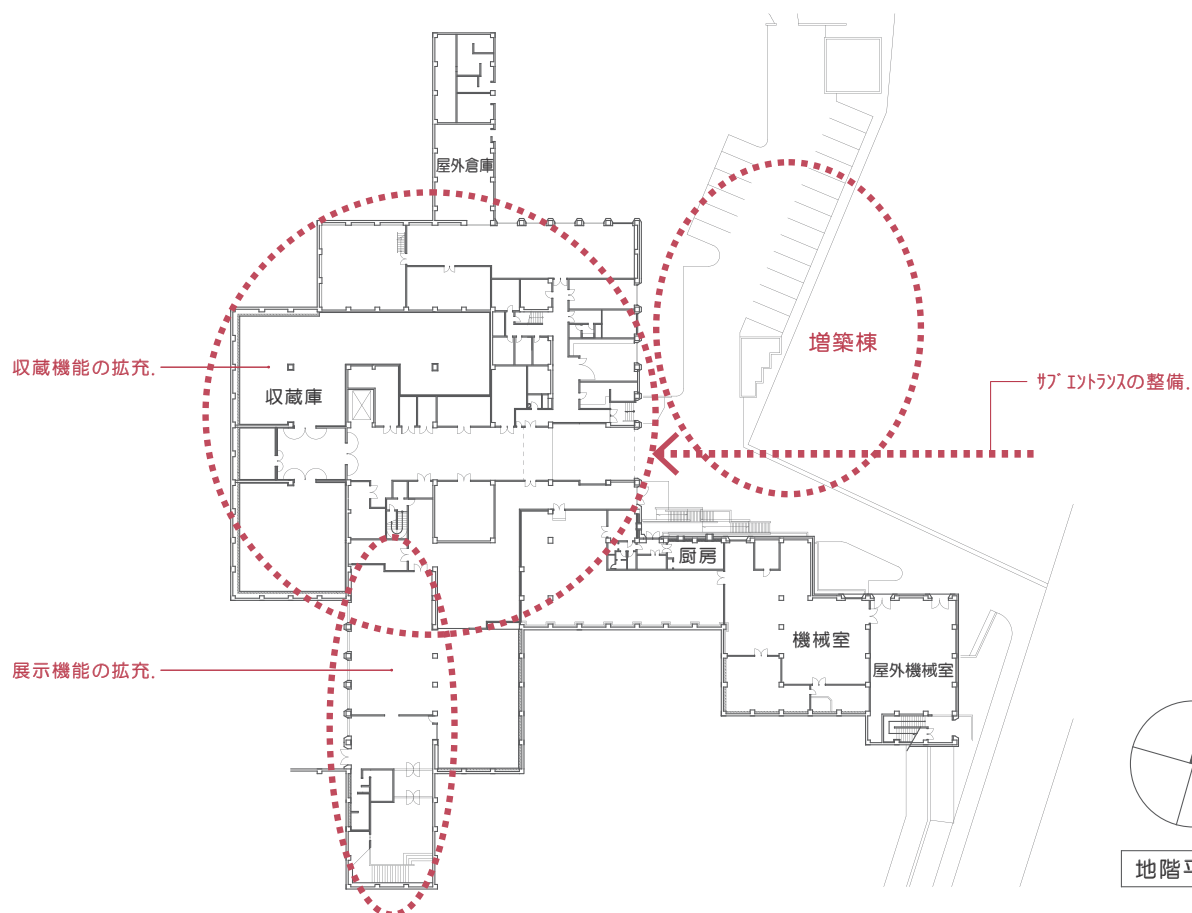
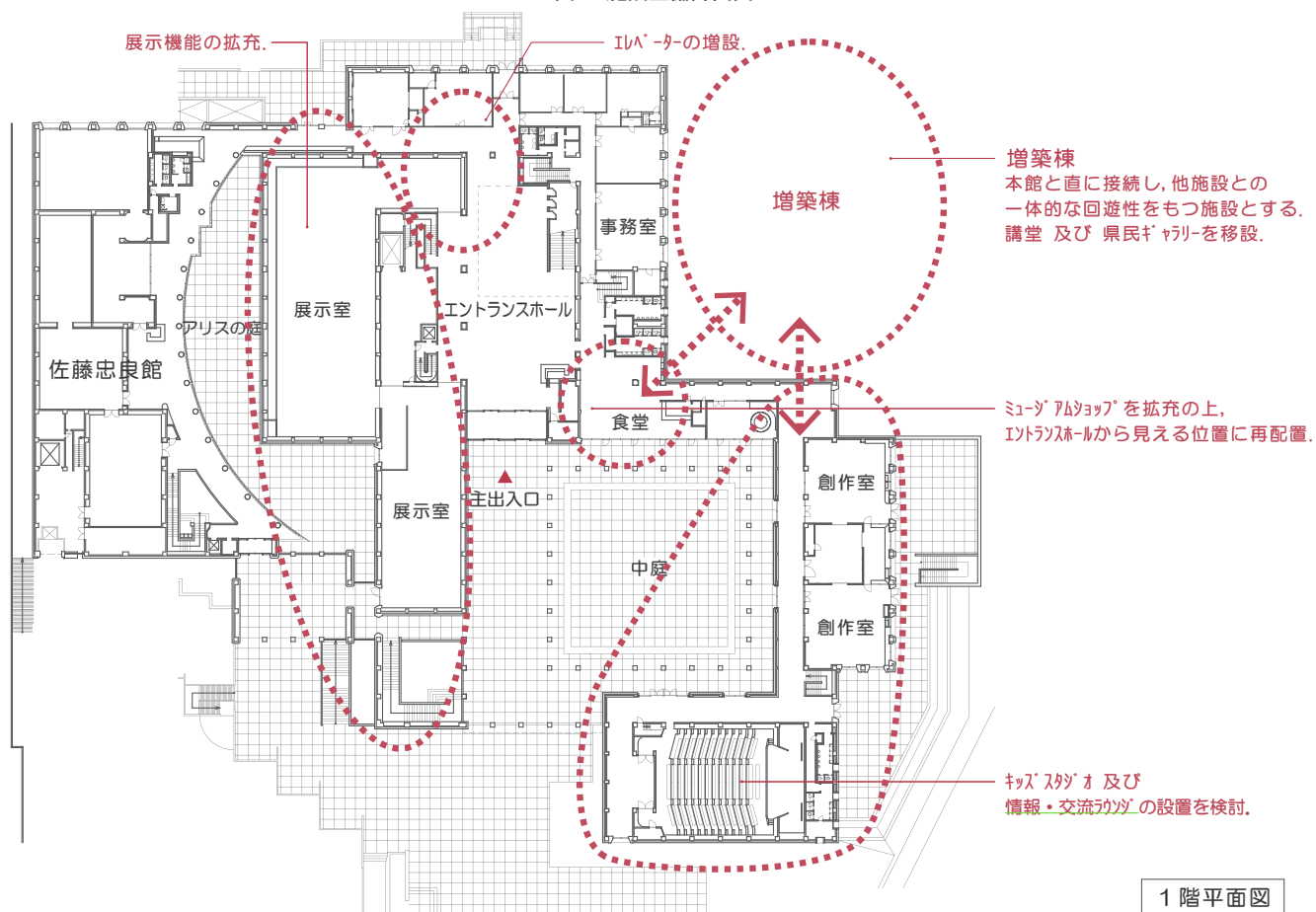


図7. 施設整備計画図



第4章 事業の実現に向けて

1 概算事業費

現時点では、概算事業費を、約 50 ～ 60 億円と見込んでいます。

※ 今後の検討により、変動することがあります。

2 事業スケジュール

本事業については、この「基本方針」に沿って、以下のようなスケジュールによって実現に向けて取り組むこととします。

※ このスケジュールは、現時点での想定であり、財政事情や工事担当部門との調整等により、変更となる場合があります。

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
基本方針策定	大規模事業評価 ・事業手法の検討		基本設計・実施設計		改修工事		リニューアルオープン

参考資料

【資料 1】既存施設における法的要件及び手続きの整理

(1) 敷地概要及び法令上の制約条件の整理

宮城県美術館の再整備に当たって、敷地概要及び敷地に係る法令、必要と考えられる手続きは、以下の通りです。

宮城県美術館の敷地概要

	既存敷地	新規拡張敷地
所在地	宮城県仙台市青葉区川内元支倉 34-1 地内（住居表示）	旧法務局跡地他
敷地面積	28,439.54 m ²	約 6,150 m ²
	合計 約 34,590 m ²	
都市計画	都市計画区域 市街化区域	
用途地域	第二種住居地域	
容積率／建蔽率	200% ／ 60%	
高度地区	第 3 種高度地区	
防火地域等	法 22 条地域	
日影規制	建築物高さ > 10m（4.0m 5 時間／3 時間）	
特別用途地区	文教地区	
地区計画等	なし	
景観計画	区域ゾーン区分：沿線市街地ゾーン，河川・海岸地ゾーン 景観重点区域：広瀬川周辺ゾーン… A－1 地区 30m以下 …第一種環境保全区域 20m以下	
その他	①都市計画法：都市計画施設（都市計画道路・都市計画緑地等）区域の 確認・建築等の規制 ：開発行為の許可 ②広瀬川の清流を守る条例：第一種環境保全区域（河川敷付近のみ）， 水質保全区域 ③杜の都の環境をつくる条例：建築行為等に係る緑化義務 ④仙台市屋外広告物条例 ：広瀬川周辺ゾーン…禁止地域（環境保全区域（広瀬川）） …第一種許可地域（公共施設等の敷地により） ⑤河川法：広瀬川（1 級河川：県知事管理），河川保全区域（50m）の確認・ 建築等行為の許可	
下水道処理	分流式処理区域	
敷地内公道	①既存敷地内地下に国道（国管理）48 号仙台西道路が横断。地上権設定 が有ります。 ・土地の東京湾平均海面上 48.865m以下を掘削し又は形質を変更しない。 ・土地の東京湾平均海面上 48.865mにおいて 1 m ² につき 2 t 以上の荷重 をかけない。 ・土地にトンネルの維持管理の障害となる建物及び工作物を設置しない。 ②建築物を建てる場合、事前協議・許可が必要です。	
接道条件	東は市道澱橋通線（青葉線 1343）， 南は市道砲兵営前通線（青葉線 1354）に接道しています。	東は市道澱橋通線（青葉線 1343）に 接道しています。

図8. 宮城県美術館の既存配置図



図9. 宮城県美術館本館の既存平面図（地階）

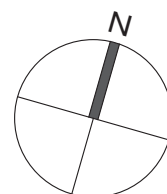
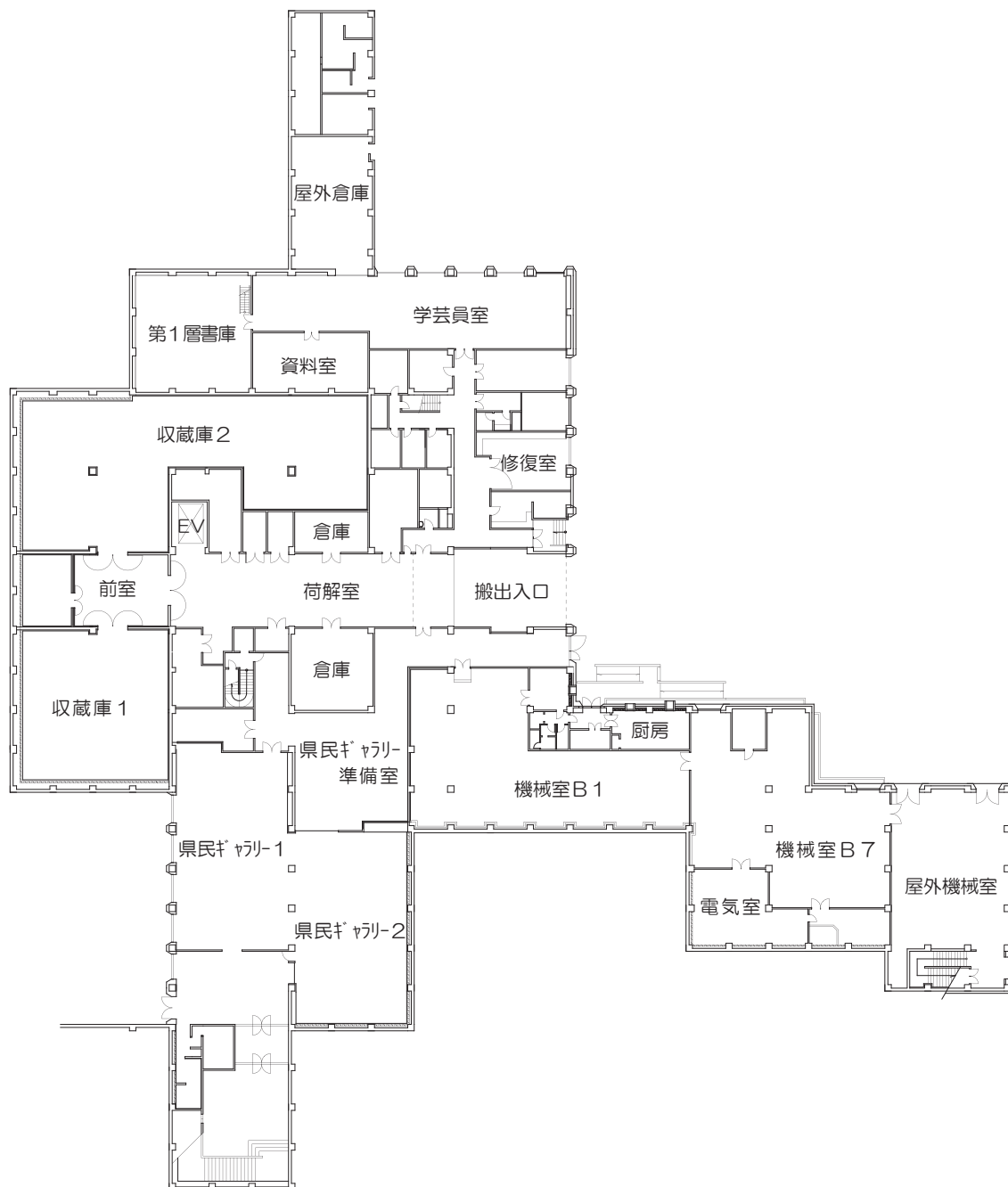


図 10. 宮城県美術館本館の既存平面図（1 階）

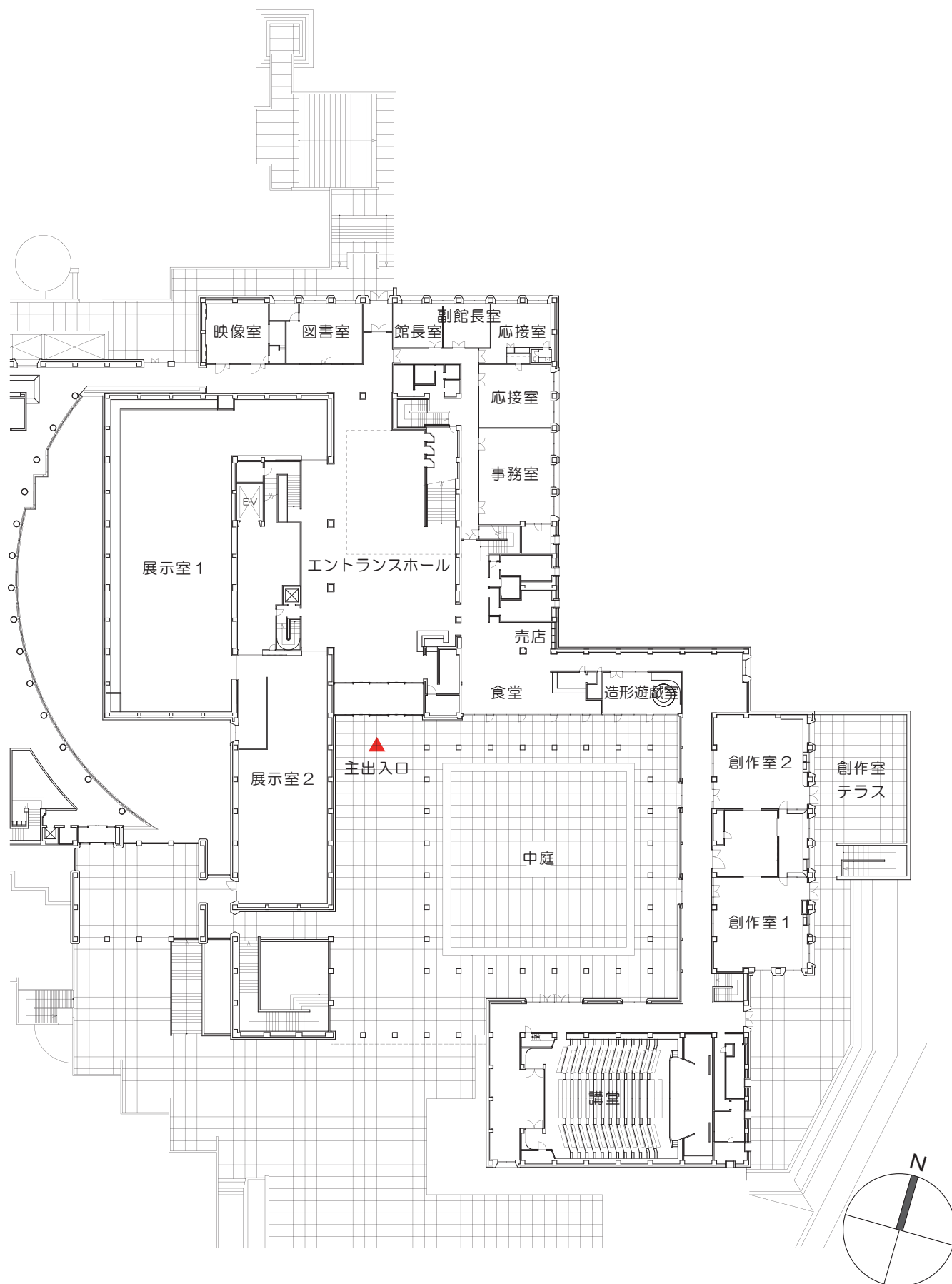
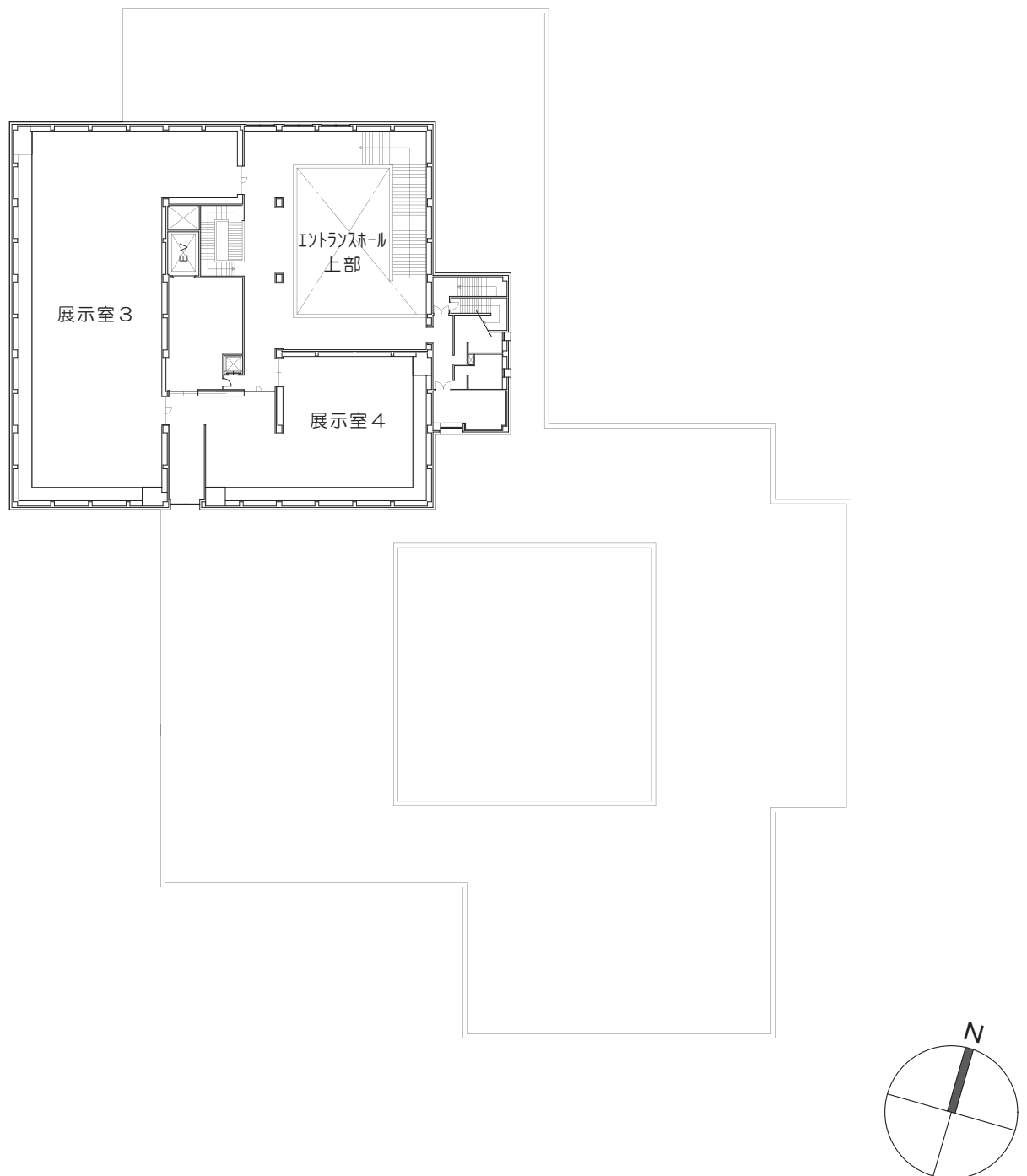


図 11. 宮城県美術館本館の既存平面図（2階）



(2) 既存建物の施設概要

既存建物の構造・規模・竣工年月日については以下に示します。

宮城県美術館の建物概要

	本館	佐藤忠良記念館
所在地	宮城県仙台市青葉区川内元支倉 34-1 地内（住居表示）	
敷地面積	28,439.54 m ²	
構造	鉄筋コンクリート造 （一部鉄骨鉄筋コンクリート造） 地上 2 階地下 1 階	鉄筋コンクリート造 地上 1 階地下 1 階
築年月	昭和 56 年竣工	平成 2 年竣工
建築面積 （建蔽率）	5,915 m ²	1,869 m ²
	合計 7,784 m ² (27.37%)	
延床面積 （容積率）	12,130 m ²	2,990 m ²
	合計 15,120 m ² (53.17%)	

(3) 既存建物に係る法令上の制約条件の整理

宮城県美術館の再整備に当たって、建物に係る法令、必要と考えられる手続きについて、以下に整理します。以下に記載する法令以外の建築基準関係規定及び係る法令についても確認及び対応が必要です。

i) 共通内容

A) 法の遡及について

増築等を行う部分については、現行法の基準を適用させる必要があります。

全ての建築物に対して着工時の法律に適合(遡及適用)することを原則としていますが、既存部分（増築等を行う部分は除く）については、規定が施行または適用されたときに、既に建っているか工事中である場合、敷地及び建築物等について、従来からの規定に適合していれば良い（不遡及）こととなっています。但し、前記に抛らず、現行法の規定が適用される範囲・内容・基準時等が各法律等により異なるため、詳細については確認が必要です。

B) 既存建築物について

本館は昭和 54 年設計、昭和 56 年竣工の建物であり、構造上、「新耐震基準」公布（昭和 56 年）前の設計ですが、新しい構造基準に準拠した設計が行われています。但し、重要度係数、用途係数の考えが適用されていません。

建築基準法に関わる遡及対象法令等一覧

	法令・条例等	公布・改正等年月日
①	建築基準法：特殊建築物（別表第1(イ)(3)）に該当します。	「【図表】建築基準法の主な法改正履歴」に記載します
②	消防法：防火対象物（8）に該当します。	昭和23年7月24日公布 平成29年5月31日改正
③	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）：特別特定建築物12号、特定建築物13号に該当します。	平成18年6月21日公布 平成29年5月12日改正
④	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）	平成27年7月8日公布
⑤	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）	昭和45年4月14日公布 平成29年5月31日改正
⑥	水道法	昭和32年6月15日公布 平成29年5月31日改正
⑦	下水道法	昭和33年4月24日公布 平成27年5月20日改正
⑧	建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）：要緊急安全確認大規模建築物に該当します。	平成7年10月27日公布 平成26年6月4日改正
⑨	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	平成12年5月31日公布 平成26年6月4日改正
⑩	（宮城県）建築基準条例	昭和35年7月21日公布 平成29年3月23日改正
⑪	仙台市建築基準法の施行に関する条例	平成12年3月17日公布 平成29年10月12日改正
	仙台市建築基準法施行細則	昭和46年7月30日公布 平成29年3月31日改正
⑫	仙台市火災予防条例	昭和48年3月27日公布 平成27年6月26日改正
	仙台市火災予防規則	昭和48年6月29日公布 平成28年3月24日改正
	火災予防規程	昭和48年6月29日公布 平成28年3月24日改正
⑬	仙台市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	平成15年12月17日公布
	仙台市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則	平成16年2月23日公布 平成28年3月30日改正
⑭	仙台市ひとにやさしいまちづくり条例：公益的施設「図書館、博物館などの文化施設」に該当します。	平成8年6月21日公布 平成18年10月5日改正
	仙台市ひとにやさしいまちづくり条例施行規則	平成8年7月10日公布 平成29年3月16日改正
⑮	仙台市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則	平成19年1月17日公布 平成27年3月27日改正
⑯	仙台市下水道条例	昭和35年10月10日公布 平成29年3月10日改正
	仙台市下水道条例施行規則	昭和36年1月15日公布 平成27年3月25日改正

建築基準法の主な法改正履歴：本館の設計（昭和54年）以降について

改正年	改正概要
昭和56年	①新耐震基準の導入②建築設備の構造強度③防火区画を貫通するダクトの自動閉鎖機構の規定④居室の採光規定の緩和 等
昭和57年	①E Vホールの遮煙区画②竪穴区画の信頼性向上 等
昭和62年	①斜線制限の緩和②特定道路による容積率の合理化③天井高6mを超える無窓の居室及び体育等の内装制限の緩和④耐火建築・簡易耐火建築の範囲整備 等
平成5年	①面積・高さ等の算定方法の特例②用途地域の細分化等③簡易耐火建築物を準耐火建築物へ移行 等
平成12年	①単体規定の性能規定化②有効採光面積の算定方法③建築物・居室の定義・基準化④耐火性能検証法・防火区画検証法・避難安全検証法の導入 等
平成13年	①地盤の許容応力度算定式の合理化②屋根葺き材等の構造計算の新設 等
平成15年	①シックハウス対策を規定②建蔽率・容積率等の多様化③天空率の新設 等
平成17年	①容積率の緩和②アスベスト対策の規定③既存不適格建築物の増築に1/2ルールを導入④防火シャッターに避難時停止装置の規定を新設 等
平成19年	①構造計算適合性判定の創設②構造計算の基準の明確化 等
平成20年	①応力を伝え合わない建築物の構造計算ルートの緩和②カーテンウォールの構造方法（技術的助言） 等
平成21年	①構造設計一級建築士、設備設計一級建築士による設計等の実施②既存部分の耐震診断適用緩和③E V安全装置の規制強化 等
平成23年	①R C造等建築物の梁鉄筋の柱への定着長さ・柱の小径に関する規定緩和②構造計算ルート1が適用可能な建築物の拡大 等
平成24年	①容積率の緩和②床面積の1/2を超える増築に対する遡及緩和 等
平成25年	給湯設備転落防止の義務化 等
平成26年	①特定天井の脱落防止を規定②E Vの昇降路部分の面積不算入等容積率の緩和 等
平成27年	①容積率の緩和②特定増改築構造設計基準の新設③応力を伝え合わない建築物の部分毎に構造規定を採用④R C造の構造計算ルート2・3の廃止⑤特殊建築物の耐火性について性能規定の導入⑤排煙設備の緩和 等
平成28年	①避難関係規定の合理化②既存不適格のまま増改築等を行うことができる建築部の追加③新たな特定天井の基準 等

iii) 建築基準法・消防法の遡及等について

A) 建築基準法について

適用除外については、法第3条第2項に記載されています。

適用除外範囲等については法第86条の7に記載されています。

適用除外とならないものについては、法第3条第3項に記載されています。

B) 消防法について

適用除外については、法第17条の2の5第1項に記載されています。

適用除外とならないものについては、法第17条の2の5第2項及び令第34条に記載されています。

【資料 2】宮城県美術館リニューアル基本方針策定検討会議開催要綱

(目的)

第 1 平成 29 年 3 月に策定した「宮城県美術館リニューアル基本構想」に基づき、リニューアルに係る施設整備や管理・運営等の基本的方針を明らかにする「宮城県美術館リニューアル基本方針」を策定するため、広く有識者の専門的な意見を聴取する宮城県美術館リニューアル基本方針策定検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

(協議事項)

第 2 検討会議は、次の事項について協議する。

- (1) 宮城県美術館（以下「美術館」という。）のリニューアルの方針に関すること。
- (2) 美術館の改修内容と諸室構成に関すること。
- (3) 美術館の事業計画に関すること。
- (4) その他、美術館のリニューアルに関すること。

(構成)

第 3 検討会議は、別表に掲げる分野から教育長が別に定める者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(座長)

- 第 4 検討会議に座長及び副座長を置き、それぞれ構成員の互選によって選任する。
- 2 座長は会議の進行を行う。
 - 3 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

- 第 5 検討会議は教育長が招集する。
- 2 教育長は、必要があると認めるときは、検討会議に構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第 6 検討会議の庶務は、宮城県教育庁生涯学習課において処理する。

(その他)

第 7 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 7 月 11 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表

分 野	人 数
教 育 庁	2
美 術 館 運 営	1
文 化 振 興	1
経 済 ・ 観 光	1
芸 術 家	1
建 築	1
市 町 村 代 表	1
学識者・利用者	1

宮城県美術館リニューアル基本方針策定検討会議 構成員

分 野	所 属	氏名（敬称略）
教 育 庁	理事兼教育次長	西 村 晃 一
	宮城県美術館長	有 川 幾 夫
美 術 館 運 営	いわき市立美術館長	佐 々 木 吉 晴
文 化 振 興	公益財団法人宮城県文化振興財団理事長	宮 原 賢 一
経 済 ・ 観 光	仙台商工会議所専務理事	今 野 薫
芸 術 家	画家，東北生活文化大学非常勤講師	及 川 聡 子
建 築	東北大学大学院工学研究科教授	小 野 田 泰 明
市 町 村	大衡村教育委員会教育長兼大衡村ふるさと美術館長	庄 子 明 宏
学 識 者 ・ 利 用 者	元東北福祉大学教授	濱 田 淑 子